福利ひろしま

Vol.306
2023年
3月号

Contents.～目次～

＜お知らせ＞
- 人事異動等に伴う手続における提出書類等・・・・・・2～5
- 退職予定者に対する福利厚生制度等の説明について・・・・5
- 退職後の健診ってどうなる？・・・・・・・・・・・・・・・6
- 令和５年度の特定健診
  市町の集団健診も受診できます！・・・・・・・・・・・・・6
- 源泉徴収票や確定申告書で収入額の確認を！・・・・・・・7
- 被扶養者の認定・取消の手続は必要ありませんか？・・・・8
- 交通事故などでケガをしたときは？・・・・・・・・・・・9
- 県互助組合への加入手続について・・・・・・・・・・・・10
- 県互助組合の退職時の手続について・・・・・・・・11～13
- 福祉事業の御案内・・・・・・・・・・・・・・・・・・・14

＜募集・利用＞
- 臨床心理士によるメンタルヘルス一日相談所・・・・・・・15
- 臨床心理士ひとことコラム ～シリーズ「セルフケア」～・15
- 令和５年度生活習慣病予防健診の御案内・・・・・・16～17
- プロスポーツ観戦，芸術・文化鑑賞招待・・・・・・・・・18
- 令和４年度セミナー実施報告・・・・・・・・・・・・・・19
- RIZAP コラム～肩こりから抜け出せる!!～・・・・・・・・20

公立学校共済組合広島支部
一般財団法人 広島県教育職員互助組合
〒730-8514 広島市中区基町９番42号
広島県教育委員会事務局 管理部健康福利課内

人事異動等に伴う手続における提出書類等

組合員資格関係

○：必ず提出　△：該当する場合は提出

問合せ先		共済組合												互助組合	
		短期給付係 (082)513-4957							長期給付係 (082)513-4959					(082) 228-1386	
		§6-001	§8-001	§14-003	－	－	－	§7-001	§6-011	§6-014	§6-007	§6-009	§14-001	－	－
異動区分	提出書類等	組合員資格取得（継続）届書	組合員異動報告書	組合員資格喪失報告書	組合員証・被扶養者証等	辞令書の写し（原本証明不要）	勤務条件説明書等	被扶養者申告書	年金加入期間等報告書	年金受給権者再就職届書	組合員転入届書	組合員転出届書	退職届書等	(互)加入申込書	(互)退会給付金請求書
新規	一般組合員（正規職員）	○				△ 注1		△ 注2	△ 注3	△ 注4	△ 注5			○ (互)1	
新規	一般組合員（任期付職員フル・再任用職員フル）	○				○		△ 注2	△ 注3	△ 注4	△ 注5			△ (互)2	
新規	一般組合員（会計年度フル 13 月目以降）	○				○ 注6	○ 注6	△ 注2	△ 注3	△ 注4	△ 注5			△ (互)2	
新規	短期組合員（臨時的任用職員）	○				○		△ 注2			△ 注5			△ (互)2	
新規	短期組合員（その他非常勤の職員）	○				○	○	△ 注2			△ 注5			△ (互)2	
継続	任用更新等（継続手続が不要となっている者を除く）	○			○	○	△ 注7								
転入	他支部から（県外の都道府県の公立学校等から引き続き）	○			○ 注8	△ 注1	△ 注7	△ 注9	△ 注10	△ 注11	○			○ (互)1	
転入	他の公務員共済組合から（知事部局・市町教委・県警等から引き続き）	○				△ 注1	△ 注7	△ 注9	△ 注10	△ 注11	○			○ (互)1	
県内異動（異動後の所属から提出）	県費負担職員（常勤職員）	手続不要													
県内異動（異動後の所属から提出）	広島市費職員が教育委員会人事・給与等システム対象所属所間で異動	手続不要													
県内異動（異動後の所属から提出）	県費負担：1 市町費職員から異動		○		○ 注12									○ (互)1	○
県内異動（異動後の所属から提出）	県費負担：2 所属所（主たる任用の所属所）の異動【常勤を除く。】		○												
県内異動（異動後の所属から提出）	市町費等：1 県費負担職員から異動		○		○ 注12									○	△ (互)3
県内異動（異動後の所属から提出）	市町費等：2 広島市費⇔他の市町費等		○		○ 注12									○ (互)1	△ (互)3
県内異動（異動後の所属から提出）	市町費等：3 広島市費で小中特⇔市高等		○		○ 注12									○ (互)1	△ (互)3
県内異動（異動後の所属から提出）	市町費等：4 同一市町内の所属所の異動（2以外の「市町費等⇔他の市町費等」を含む。）（県立大学のキャンパス間異動含む。）		○												
転出	他支部へ（引き続き県外の公立学校等へ）			○	注13	△ 注1						○			○
転出	他の公務員共済組合へ（引き続き知事部局・市町教委・県警等へ）			○	○ 注14	△ 注1						○			○
退職	退職等（会計年度フルが一般組合員になり，短期組合員でなくなる場合を含む）			○	○	△ 注1	△ 注15						○ 注16		△ (互)4

退職後，任用が１日も空けずに再度行われたときであっても，退職時に資格喪失するものとして「退職」，採用時に再度資格取得するものとして「新規」の各手続が必要です。ただし，任用が，同じ任命権者により同じ任用種別（正規職員，臨時的任用職員，任期付職員等の別），同じフルタイム・パートタイムの別で１日も空けずに再度行われたとき（県費負担職員で，職員番号に変更があったときを除く。）は，「継続」の手続となります。なお，県費負担職員のうち会計年度任用職員については，任用毎に新規の職員番号が振られるため，任用更新の場合を除き，必ず「退職」・「新規」の各手続を行うこととなります。

注１　県費負担職員のうち正規職員を除き，提出

注２　被扶養者の要件を満たす者がある場合に提出

注３　前回の一般組合員としての資格喪失から，１日も空けずに一般組合員として資格取得する場合を除き，提出

注４　公務員共済組合の年金受給権者の場合に提出（年金証書を添付）
　ただし，前回の一般組合員としての資格喪失から，１日も空けずに一般組合員として資格取得する場合は提出不要

注５　公立学校共済組合他支部又は他の公務員共済組合における組合員（短期組合員を含む。）歴がある場合に提出
　ただし，直近に加入していた公務員共済組合が公立学校共済組合広島支部の場合は提出不要

注６　会計年度任用職員（フルタイム）として任用された当初から現在までの任用期間や勤務状況が確認できる次の書類を提出（資格取得要件の詳細については，福利厚生事務の手引き§６－001 頁参照）
　①　人事異動通知書（辞令書）の写し，②勤務条件説明書等，③出勤簿の写し

注７　臨時的任用職員を除く短期組合員の場合に提出

注８　転入前に公立学校共済組合他支部から交付を受けていた組合員証等を提出

注９　被扶養者の要件を満たす者がある場合に提出。転入前の共済組合で認定されていた被扶養者を引き続き申告するときは，転入前の共済組合の被扶養者証の写しを添付することで他の必要書類に替えて可（写しがない場合は新規と同様）

注 10　一般組合員の場合に提出

注 11　一般組合員で，公務員共済組合の年金受給権者の場合に提出（年金証書を添付）

注 12　組合員番号が変更になるため，提出

注 13　組合員証等は，転出後の県外の所属所に提出

注 14　被扶養者がいる場合，転出先での被扶養者認定で必要となるため，当支部の被扶養者証の写しを取っておくこと

注 15　勤務条件の変更等より要件を欠くに至った場合に変更前・変更後を提出

注 16　公務員共済の老齢年金受給権者を除き，「退職届」を提出。公務員共済の老齢年金受給権者は，「老齢厚生年金（退職共済年金・経過的職域加算）「改定」請求書・退職年金（年金払い退職給付）決定請求書」を提出（該当者がいる場合，長期給付係に電話連絡）

㊀１　加入要件を満たさない一部の市町費職員を除き，原則提出

㊀２　加入要件を満たさない一部の市町費職員，互助組合の退職医療制度の加入者を除き，加入を希望する場合に提出（共済組合員資格取得日から 20 日以内に互助組合必着）

㊀３　互助組合に加入する者について，共済組合の組合員証番号が変更になる場合（共済組合に組合員証を提出する場合）に提出

㊀４　互助組合に加入する者であって，「県費負担職員のうち正規職員」，「広島市費職員」，「広島市以外の市町費職員のうち常勤職員・会計年度任用職員（会計年度フル 13 月目以降）」の場合に提出

貸付償還金関係

○：必ず提出　△：該当する場合は提出

問合せ先		共済組合							互助組合
		経理貸付係 (082)513-4955							(082) 228-1386
異動区分	提出書類等	§18-050 貸付金残高証明願	§18-001～007～ 貸付申込書	§18-025 借用証書	§18-028～ 貸付事業における個人情報に関する同意書	§18-032～ 借入状況等申告書	－ 直近（最新）の給料明細書等の写し	－ 転入前共済組合発行の貸付金残高証明書	－
新規	一般組合員（正規職員）	－							－
新規	一般組合員（任期付職員フル・再任用職員フル）	－							－
新規	一般組合員（会計年度フル 13 月目以降）	－							－
新規	短期組合員（臨時的任用職員）	－							－
新規	短期組合員（その他非常勤の職員）	－							－
継続	任用更新等 （継続手続が不要となっている者を除く）	－							－
転入	他支部から （県外の都道府県の公立学校等から引き続き）	当支部に電話連絡（当支部で引き続き償還）							－
転入	他の公務員共済組合から （知事部局・市町教委・県警等から引き続き）	－	△ 注 17						△ ㊁５
県内異動（異動後の所属から提出）	県費負担職員（常勤職員）	手続不要							手続不要
県内異動（異動後の所属から提出）	広島市費職員が教育委員会人事・給与等システム対象所属所間で異動	手続不要							手続不要 ㊁６
県内異動（異動後の所属から提出）	県費負担：１市町費職員から異動	手続不要							手続不要 ㊁６又は㊁７
県内異動（異動後の所属から提出）	県費負担：２ 所属所（主たる任用の所属所）の異動【常勤を除く。】	手続不要							手続不要 ㊁６
県内異動（異動後の所属から提出）	市町費等：１県費負担職員から異動	手続不要							手続不要 ㊁６
県内異動（異動後の所属から提出）	市町費等：２広島市費⇔他の市町費等	手続不要							
県内異動（異動後の所属から提出）	市町費等：３広島市費で小中特⇔市高等	手続不要							手続不要 ㊁６又は㊁７
県内異動（異動後の所属から提出）	市町費等：４同一市町内の所属所の異動 （２以外の「市町費等⇔他の市町費等」を含む。） （県立大学のキャンパス間異動含む。）	手続不要							
転出	他支部へ （引き続き県外の公立学校等へ）	当支部に電話連絡（他支部で引き続き償還）							全額返済
転出	他の公務員共済組合へ （引き続き知事部局・市町教委・県警等へ）	○ 注 18							△ ㊁５
退職	退職等（会計年度フルが一般組合員になり，短期組合員でなくなる場合を含む）	手続不要 注 19							全額返済 ㊁８

注 17　転入前の共済組合からの借入金を返済するために，当共済組合で貸付けを受ける場合のみ提出する。

◆申込締切日 … 貸付決定月の５日（県の休日の場合は，その翌日）必着

◆貸付限度額 … 転入前の共済組合の貸付金残高の範囲内で，かつ，当共済組合の定める最高限度額の範囲内

◆貸付金の単位 … １円単位

◆貸付金の振込 … 貸付決定月の 22 日（県の休日の場合は，その翌日）に本人の口座に振り込む。転入前の共済組合への返済は，組合員自身が行う。

注 18　未償還元利金は，原則全額一括返済となる。当共済組合が発行する「振込依頼書」指定の口座に振り込むことにより，速やかに返済する。

ただし，転出先共済組合との協定により，転出後も引き続き償還が可能な場合がある（該当者には当共済組合から通知がある。）。

注 19　未償還元利金は，退職手当から控除する。

（退職手当から全額控除できない場合は，不足分を当共済組合が発行する「振込依頼書」で指定の口座に振り込む。）

互５　転出先の互助組合との協定により，引き続き償還が可能な場合がある。

互６　異動から数か月間は，指定する口座へ振り込む場合がある。

互７　当互助組合に加入できない市町費の職員になる場合は，転出扱いとなる。

互８　未償還元利金は，退職手当から控除する。

（退職手当から全額控除できない場合は，不足分を指定する口座へ振り込む。ただし，一部の市町費職員は全額振込による償還となる。）

退職予定者に対する福利厚生制度等の説明について

長期給付係
（082）513-4959

令和４年度末退職予定者向けの資料を次のとおり掲載していますので，御活用ください。

［掲載場所］

公立学校共済組合広島支部ホームページ

https://www.kouritu.or.jp/hiroshima/index.html

トップページ＞こんなときガイド＞退職するとき

もしくは

トップページ＞令和５年１月 20 日付けお知らせ「福利厚生制度及び退職手当等説明資料(令和 4 年度末退職予定者向け)を掲載しました」

退職後の健診ってどうなる？

健康管理係
（082）513-4956

在職中は，共済組合の人間ドックや所属所の定期健康診断を受けていますが，退職後は健診が受けられますか？

退職後は，再就職の有無や勤務条件などにより加入する医療保険が変わってきます。退職後の医療保険によって，受けられる健診が異なりますので，次の表を参考にしてください。

退職後の医療保険		受けられる健診
公立学校共済組合広島支部	組合員	在職中と同様（支部実施の生活習慣病予防健診（人間ドック）も対象）
	任意継続組合員	特定健康診査【無料】 （年に１回受診できます） ※7,000～8,000 円相当の内容です。 ※勤務先等で健康診断を受けられる場合は勤務先等での健康診断を御利用ください。
	被扶養者	
国民健康保険 協会けんぽ　など		再就職先で御確認ください。

広島県教育職員互助組合の退職医療制度に加入した場合，人間ドック助成事業があります。

令和５年度の特定健診　市町の集団健診も受診できます！

健康管理係
（082）513-4956

令和５年度も，40 歳から 74 歳までの被扶養者及び任意継続組合員は，特定健康診査が無料で受けられます。対象者には６月下旬に自宅住所へ「特定健康診査受診券（セット券）」を送付します。

特定健診の受診方法は，「指定の医療（健診）機関で受診」する方法と「お住まいの市町の集団健診で受診」する方法があります。「お住まいの市町の集団健診で受診」する場合は，申込締切が早い市町がありますので御注意ください。

「特定健康診査」
受診料は
無料です
１年に１度
受診しましょう

３月下旬締切
の市町もあります
早めの確認を
お願いします。

がん検診
を実施する市町も
あります
詳細はお住まいの市町へ
お問合せください。

- 市町によって，当支部組合員の被扶養者が受診できる日程や申込方法が異なりますので，お住まいの市町の広報等を御確認いただくか，各担当課へお問い合わせの上，申込みを行ってください。
- 受診券を事前に送付することもできます。事前送付を御希望の方は，支部まで御連絡ください（事前送付は４月以降になります。）。
- 公立学校共済組合員の資格を喪失した場合，「特定健康診査受診券（セット券）」は使用できません。

源泉徴収票や確定申告書で収入額の確認を！

短期給付係
（082）513-4957

今年１月発行の源泉徴収票や，２月から始まった確定申告書一式の控えで被扶養者や共同扶養者の収入額を確認しましょう。次の事例のような場合は，被扶養者の認定取消の手続をしてください。

事例１　共同扶養者の収入額確認

夫婦で子を共同扶養し，組合員の被扶養者として認定している。給与収入のみである夫婦双方の源泉徴収票の支払金額を比較したところ，配偶者の支払金額の方が多かった（組合員が育児休業等の期間中である場合を除く。）。

共同扶養者がいる場合，**原則として，年間収入額の多い人の被扶養者になります。**

そのため，共同扶養者間で，必ず源泉徴収票又は確定申告書の控えを確認し，**収入額が逆転している場合は，速やかに認定又は取消の手続を行ってください**（組合員が育児休業等の期間中である場合は除きます。）。

○共同扶養者の例　・被扶養者が「子」の場合 ⇒ 組合員，組合員の配偶者

・被扶養者が「母」の場合 ⇒ 組合員，父，兄弟など

○確認書類及び事実発生日

収入の種類	確認書類	事実発生日
給与収入のみ	源泉徴収票	２月１日
その他の収入のみ	確定申告書一式の控え	確定申告をした日 確定申告をした日が確認できない場合は，確定申告期間の初日
給与収入＋その他の収入		

注意！　扶養手当又はそれに相当する手当が組合員以外の共同扶養者に支給されているときは，扶養替えになります。収入逆転となり，扶養手当の認定替えを行った際は，併せて，共済組合の手続を行ってください（組合員が育児休業・産前産後休暇の期間中である場合は除く。）。

事例２　被扶養者の確定申告書の収入額確認

被扶養者である配偶者には事業収入があり，確定申告後，収支内訳書を確認したところ，経費に「広告宣伝費」が計上してあった。被扶養者の認定に際し，「広告宣伝費」は必要経費として控除できないため，収入額が 130 万円以上となっていた。

被扶養者に事業収入や農業収入等がある場合，確定申告で総収入額から必要経費を控除して，収入額を算定しますが，**共済組合が認める必要経費は，所得税法上認められる必要経費とは異なり，次の表のとおりになります。**

確定申告後は,必ず収入額が収入限度額未満かどうかを確認し，**収入限度額以上となった場合は，速やかに被扶養者の取消の手続を行ってください。**

○事業収入等の必要経費

必要経費として認められるもの	必要経費として認められないもの
地代・家賃，荷造運賃，光熱水費，旅費交通費，通信費，修繕費，消耗品費，給料・賃金，外注工費，減価償却費，雑費，専従者給与等	公租･公課，広告宣伝費，接待交際費，損害保険料，福利厚生費，貸倒金，火災保険料，借入金の支払利子，手形を割り引いたときの割引料，各種引当金・準備金等

○収入限度額：年額 130 万円（60 歳以上の公的年金受給者又は障害年金受給者は年額 180 万円(※)）

※　令和５年４月１日以降は,60 歳以上の者又は障害年金の受給相当の障害を有する者が,年額 180 万円となります。

○事実発生日：確定申告をした日

短期給付係
（082）513-4957

被扶養者の認定・取消の手続は必要ありませんか？

年度替わりの時期は，被扶養者の就職や退職等により，被扶養者の認定又は取消の手続が必要になる場合が多くあります。次のフローチャートでは，よくある認定取消の事例を紹介しています。該当する場合は，速やかに認定取消の手続をしてください。

被扶養者が…			認定取消日
就職し，新しい保険証を取得した			就職した日
パート・アルバイトを始めた	雇用される時点で，勤務条件説明書等により向こう１年間の収入が 130 万円以上になる又は月額 108,334 円以上の月が４か月以上連続することが見込まれる（注1・2）		就職した日
	実際に働いてみないと，収入の見込みが立たない	月額 108,334 円以上収入がある月が４か月連続したとき（注1・2）	４か月目の初日
		12 か月の累計が 130 万円以上になったとき（注1・2）	超過した月の初日
離職し，ハローワークに求職の申込をした	雇用保険の基本手当（いわゆる失業給付）を日額 3,612 円以上受給することになった（注1・3）		受給対象期間の初日
年金が新規決定された	年金が新規決定されたことにより，年間収入が年額 180 万円以上になった（注1・4）		受給権の発生した日の属する月の翌月の初日
確定申告をした	収入額から，共済組合が認める必要経費を控除した額が，130 万円以上になった（注1・5）		確定申告を行った日

（注１）令和５年４月１日から，60 歳以上で公的年金を受給していない方等の収入限度額が，年額 130 万円から年額 180 万円に緩和されます。

	右 以 外 の 方	～R5.3.31	60 歳以上の公的年金受給者 障害年金受給者
		R5.4.1～	60 歳以上の方 障害年金受給相当の障害を有する方
年額（12 か月の累計）	130 万円	180 万円	
月額	108,334 円	15 万円	
日額	3,612 円	5,000 円	

（注２）収入には，通勤手当・ボーナス等を含みます。
（注３）失業給付の待機期間及び支給制限期間は，被扶養者として認定できます。
（注４）年金には，企業年金や財形貯蓄，生命保険会社等の個人年金も含みます。
（注５）共済組合が認める必要経費は，所得税法上認められる必要経費とは異なっています。（Ｐ７参照）

交通事故などでケガをしたときは？

短期給付係
（082）513-4957

交通事故などの第三者の行為によってケガをした場合，その医療費は原則として**加害者が全額（10 割）負担**すべきです。しかし，すぐに加害者が負担できない場合は，組合員証を使用して医療機関を受診することが可能です（３割を窓口で負担）。この場合，**残りの７割等は共済組合が一時立て替え，加害者に請求することになりますので，必ず共済組合に連絡の上，必要書類を提出してください。**

※　連絡がない場合も，医療機関から届く診療報酬明細書（請求書）により共済組合が第三者加害行為を知った時点で，所属所に確認を行い，必要書類を依頼します。

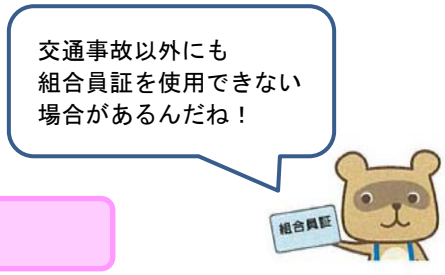

第三者加害行為の種類

第三者加害行為は，交通事故だけではありません。

車や自転車
などの事故

傷害事件
暴力事件

飲食店等での
食中毒事故

他人のペットに
ケガを負わされた時

など

示談について

示談で**請求権の全部又は一部を放棄した場合**，共済組合が立て替えた医療費（７割）等を加害者に請求できなくなることがあります。その場合は，**組合員に請求することもあります**ので，示談する前に必ず共済組合に連絡してください。

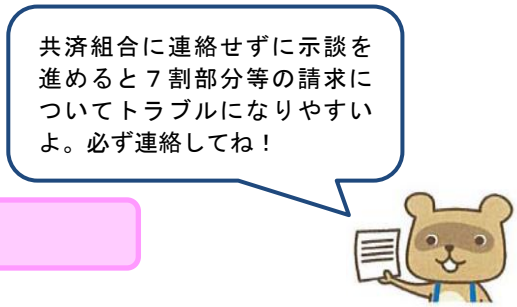

組合員証を使用して受診した場合

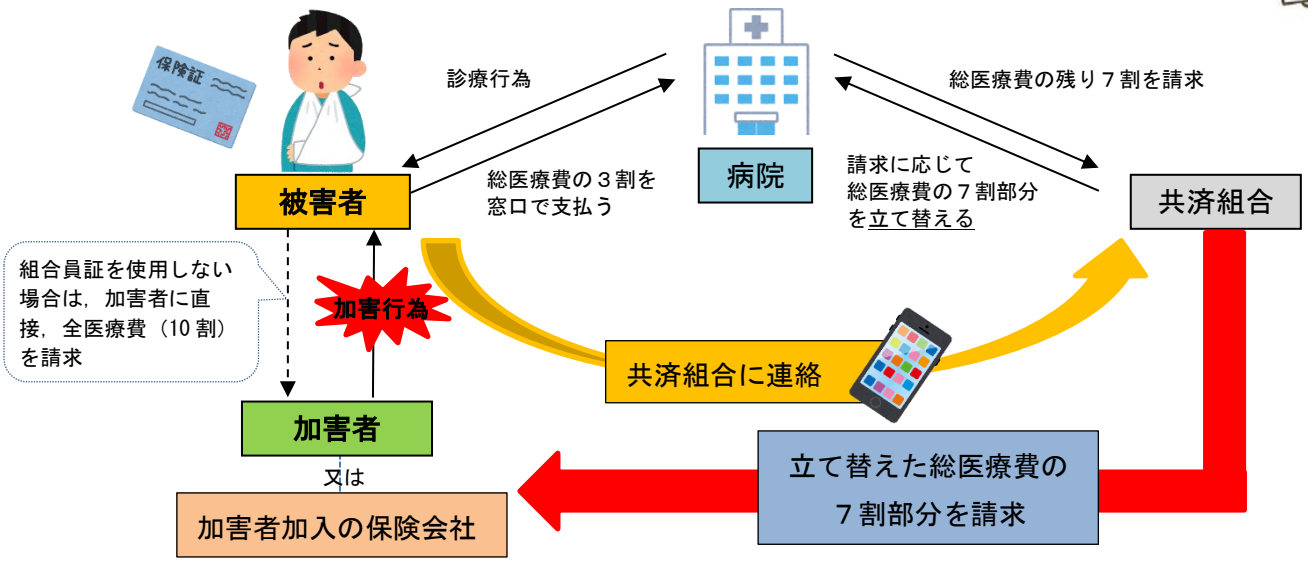

県互助組合への加入手続について

互助組合
（082）228-1386

公立学校共済組合の資格を取得された方は，互助組合に加入できます（一部市町費等の職員を除く。）。

1　提出書類　「㊫加入申込書」（※１）（共済組合員証番号が変更となった場合も提出が必要です。）

2　提出期限　共済組合員資格取得日から 20 日以内（必着）（※１）（※２）（※４）

◎　引き続き勤務されるときでも次のような場合は加入の手続きが必要となります！

区　分	事　　例	加入手続	備　　考
県　内 異動者	異動に伴い共済組合員証番号が変わったとき 例.（県費職員）　（市町費職員） 旧組合員証番号 → 新組合員証番号	○	加入希望者は新しい共済組合員証番号で，**再度，㊫加入申込書の提出（※２）（※４）が必要**です（異動先が県互助組合に加入できる場合に限る。）。
任期付 職　員	任期満了後に再度任用され，共済組合員証番号が変わったとき 例.（任期付職員）　（臨時的任用職員） 旧組合員証番号 → 新組合員証番号	○	任意で加入できます。但し，貸付事業及びリフレッシュ給付金事業は対象外です。 加入希望者は新しい共済組合員証番号で，**再度，㊫加入申込書（※２）（※４）の提出が必要**です。
臨時的任用職員及び会計年度任用職　員	共済組合員証番号は同じだが一度退職(※３)した後，日を空けて任用されたとき 例.（臨時的任用職員）　（臨時的任用職員） 旧組合員証番号 →（資格喪失）→ 旧組合員証番号 ※　共済組合の資格を取得された互助組合加入希望者のみ	○	
再任用 職　員	定年退職後，再任用職員になったとき 例.（県費職員）　（再任用職員） 旧組合員証番号 → 新組合員証番号 ※　共済組合の資格を取得された互助組合加入希望者のみ	○	

(※１)　互助組合ホームページ（http://www.gojo.or.jp/）からダウンロードしてください。

(※２)　㊫加入申込書の提出は,共済組合員資格取得日から20日以内(互助組合必着)となりますので,御注意ください。

(※３)　共済組合員証（健康保険証）を返納したとき（共済組合員証番号変更時を含む。）。

(※４)　互助組合の退職医療制度加入者は，加入できません。

県互助組合の退職時の手続について

互助組合
（082）228-1386

県互助組合では，退職等（異動や任用期間満了，任用形態の変更等により，共済組合員証を返納［共済組合員番号が変更になる場合を含む。］する場合を含む。）により共済組合員資格を喪失された時は，「退会給付金※」の請求と希望者には「退職医療制度※」の加入申出の手続が必要となります。

※　次頁で詳しく説明します。

退職予定者に対する互助組合の説明について

令和４年度末退職予定者向けの資料（音声あり・音声なし）を次のとおり掲載していますので，御活用ください。

【掲載場所】

一般財団法人広島県教育職員互助組合ホームページ

トップページ＞退職予定の方へ　　※　印刷・ダウンロード可能です。

退職時の提出書類等

退職時に提出する書類は，それぞれ異なります。次のフロー図に沿って，必要な書類を提出してください（現在，当互助組合に加入している方のみ参照ください。）。

請求書等の様式は，ホームページからダウンロードできますので，御活用ください。

広島県教育職員互助組合　検索

http://www.gojo.or.jp/

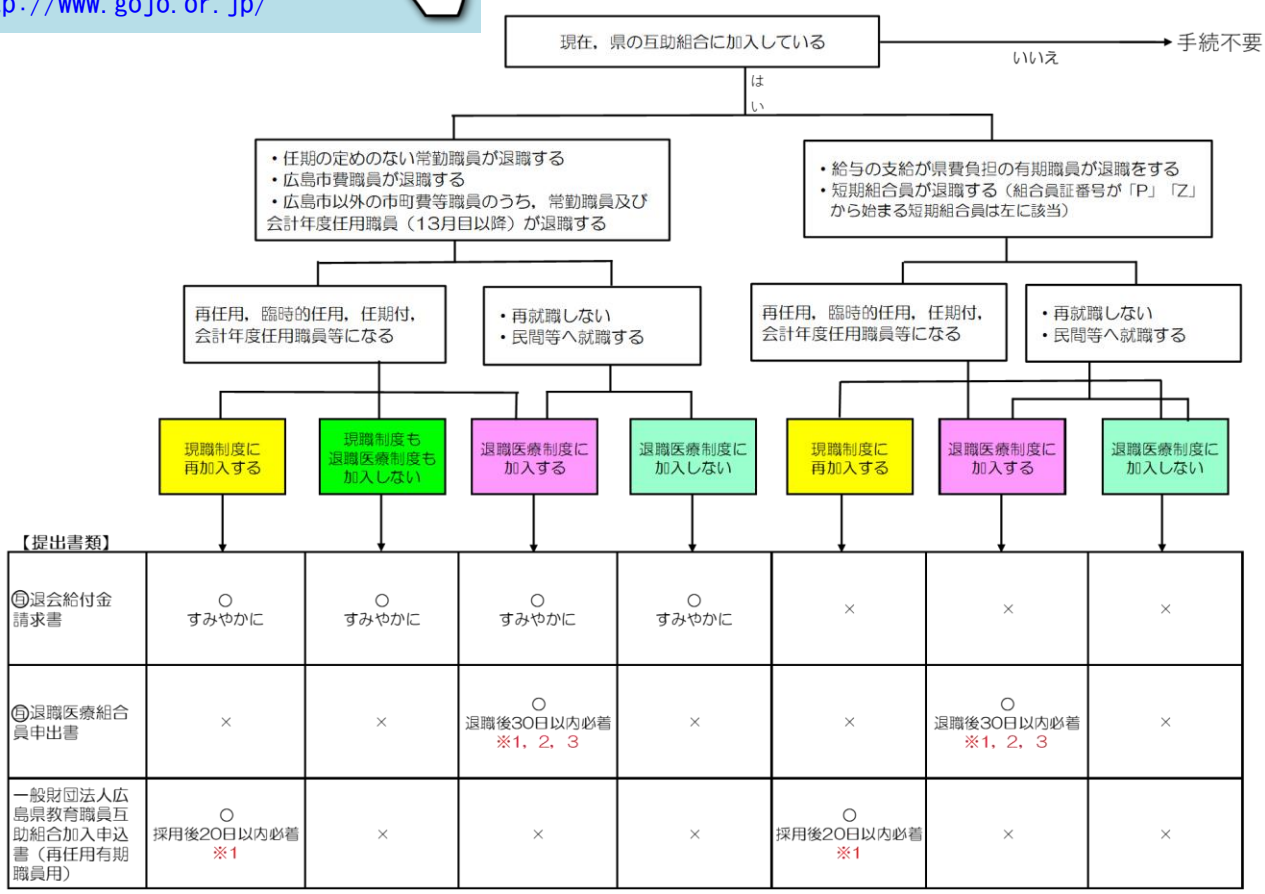

※1　現職制度と退職医療制度に重複して加入することはできません。現職制度，退職医療制度いずれか一方の申込手続をしてください。
※2　退職医療制度に加入できるのは，退職日の翌日の年齢が満45歳以上の方のみです。
※3　退職医療組合員申出書について，令和４年度末退職者の提出期限は，「令和５年４月28日（必着）」です。

退職時の給付金　～退会給付金～

退職等で組合員資格を喪失した時は，退会給付金を給付します。

1　提出書類　「㊞退会給付金請求書」（互助組合ホームページからダウンロードしてください。）

2　提出期限　すみやかに

【退職等に該当する方】（※　当互助組合加入者に限る。）

①　任期に定めのない常勤職員で定年・定年以外により退職する方（退職後再任用職員として勤務される方も請求が必要です。）

②　当互助組合に加入している広島市費職員で退職（共済組合員番号が変更される場合も含む。）する方

③　当互助組合に加入している広島市以外の市町費等職員のうち常勤職員（会計年度任用職員（12 月以前）は除く。）で退職（共済組合員番号が変更される場合を含む。）する方

「退職医療制度」の御案内

退職を予定されている皆さまに，互助組合の「退職医療制度」について御案内します。

「退職医療制度」は，退職後の生活をサポートするために，退職医療組合員の相互扶助によって医療費の補助や入院給付，人間ドック費用の助成等の事業を実施する任意加入の終身制度です。

ぜひ加入していただき，退職後の生活にお役立てください。

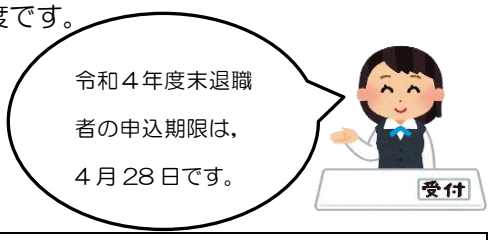

1　加入するには

加 入 資 格	互助組合員で，退職日の翌日の年齢が 45 歳以上の人
加入申込方法	加入希望者は，退職日の翌日から 30 日以内に「㊞退職医療組合員申出書」を提出※
掛 金 納 入	退職日の翌日の満年齢に応じた基準掛金を加入時に一括納入

※　互助組合ホームページからダウンロードしてください。

2　事業内容

療養補助金	医療費総額（保険適用）の２割を 70 歳に達する年度末まで給付 ※　１医療機関で１か月の診療に対する限度額 63,600 円 ※　自己負担額が保険診療総額の２割未満の場合は，自己負担額を限度として給付
慶　祝　金	70 歳以上の長寿年齢に達した時にお祝い金を給付 70 歳１万円，77 歳２万円，80 歳３万円，88 歳５万円，90 歳５万円，99 歳５万円
死亡弔慰金	組合員が死亡した時，遺族に給付（加入期間に応じて，２万円～20 万円）
人間ドック助成	１日人間ドック費用のうち，12,000 円を助成（県内 18 健診機関）
入院助成金	７日間以上入院した時，１日 1,000 円助成（１年度最高 60 日分 60,000 円まで）
広　報　紙	「互助だより」を全組合員に発行（事業案内，人間ドック募集等）

※　療養補助金事業以外は終身御利用できます。

これは令和４年度の事業内容です。内容は，利用状況や収支状況により変更します。

３　掛金の納付等について

加入のための掛金は，次表の退職時の年齢別に定められた「基準掛金」を一括で納付していただきます。

また，退職時に給付される「退会給付金」を「基準掛金」に充当しますので，「基準掛金」と「退会給付金」との差引額を，加入者が納付，又は県互助組合が給付することになります。

※　退会給付金は，県互助組合の加入期間等により個人差があります。

※　退会給付金の対象外の方には，基準掛金全額を一括納付していただきます。なお，その場合は「㊐退職医療組合員申出書」のみを提出してください。

退会給付金　－　基準掛金　＝　差引額

○差引額が（－）の場合　→　不足額を納付してください。

○差引額が（＋）の場合　→　超過額を給付します。

＜基準掛金＞

年齢（歳）	基準掛金額（円）	年齢（歳）	基準掛金額（円）	年齢（歳）	基準掛金額（円）
45	1,731,000	54	1,057,000	63	497,000
46	1,656,000	55	983,000	64	442,000
47	1,584,000	56	917,000	65	389,000
48	1,514,000	57	853,000	66	328,000
49	1,447,000	58	791,000	67	269,000
50	1,382,000	59	732,000	68	212,000
51	1,297,000	60	675,000	69	156,000
52	1,214,000	61	614,000		
53	1,134,000	62	554,000		

※　退会時に互助組合から支給される退会給付金を基準掛金に充当します。

福祉事業の御案内

互助組合
（082）228-1386

被扶養配偶者人間ドック助成

当該年度中に，次の年齢に達する被扶養配偶者に，人間ドック健診費用のうち，30,000 円を限度として助成します。

【該当年齢】40 歳，45 歳，50 歳，55 歳，60 歳（当該年度中に達する年齢）

【助成額】30,000 円（1 会計年度１回）

※　人間ドック健診費用（オプション検査等は除く。）が，30,000 円を超えている場合に限ります。

※　該当年齢に達する年度内の受診に限ります。

（本年度中に上記該当年齢の被扶養配偶者の方は，令和５年３月 31 日までの受診が該当になります。）

長期療養者見舞金

引き続いて**３か月以上病休，療養又は休職された組合員に，10,000 円**を支給します。

※　引き続いた病休等の１期間中で１回支給します。（１会計年度１回を限度）

育児サポート事業

組合員及び組合員の配偶者（共済組合の被扶養者であることを要しない。）が出産された場合に，月間育児誌「赤ちゃんと！」を１年間（12 冊）配付します。申請書の提出期限は，出産後６か月以内です。

月刊育児誌「赤ちゃんと！」
１年間で 12 冊届きます。ママ，パパにとても役立つ育児情報満載です!!

「お医者さんにかかるまで」初回に届きます。病気の症状別に家庭でできる処置等が掲載されています。

※　これらの事業の請求書は，互助組合のホームページからダウンロードして使用してください。

令和４年度　**臨床心理士**　によるメンタルヘルス相談

一日相談所

相談 **無料**

仕事以外の相談もOK

何度でも相談可能

秘密厳守

仕事のこと，人間関係のこと，家庭のことや自分のことなどで，気になることや気分が滅入っていることがありませんか。自分では「大丈夫」と思っていても，心や身体は疲れていることがあります。

こんな時，スクールカウンセラーの経験もあり教職員の相談経験も豊富な臨床心理士による相談を利用してください。

利用対象者	公立学校共済組合広島支部組合員本人
利用方法	可能な限り，電話で御予約ください。 なお，当面の間は新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止策として，匿名での相談は受け付けません。相談者の連絡先は感染者が確認された時の連絡のためにのみ利用しますので，御了承ください。 ※　一日相談所の開催内容が変更（中止を含む）になった場合等は，支部ホームページに掲載しますので，御確認ください。 （支部ホームページ） https://www.kouritu.or.jp/hiroshima/kousei/menalhealthsoudan/itinitisoudansho/index.html

【相談日程】　※　相談時間は１０時～１６時（当日の相談受付は，１５時まで）

相　談　会　場	日　に　ち	受　付　会　場
広島　会場	令和５年３月１８日（土）	**広　島　県　庁** **本館　１階１０２会議室** （広島市中区基町１０－５２）

相談の御予約及びお問合せ先　　公立学校共済組合広島支部　健康管理係
（０８２）５１３－４９５６

臨床心理士ひとことコラム　～シリーズ「セルフケア」～

「　人心難測　」

史記の故事成語で『人心難測（測り難きは人心）』というものがあるそうです。他人の心ほど，推測することが難しいものはなく，また，人の心はすぐに変わりやすく頼りにならない，という意味だそうです。

自分の言動が他者にどう受け取られたかということが気になって不安になるという経験は誰しもあると思います。そういう時にはこの『人心難測』を思い出し，「自分の考えは正しいだろうか？違う見方は無いかな？」と考えてみるのはどうでしょう。少し心にゆとりができるのではないかと思います。

（　心の健康心理相談員　岡田　幸彦　）

令和５年度生活習慣病予防健診の御案内

健康管理係
（082）513-4956

健診（検診）の対象者で受診を希望する方は，申込み忘れのないよう留意してください。

以下の内容はすべて令和４年度の実施内容です。令和５年度の実施内容につきましては，別途通知いたします。

申込みの際は４月に所属所宛てに通知する募集通知を必ず確認してください。

１　生活習慣病予防健診の内容

健診種別			検査内容等	対象者※1（令和４年度に達する年齢とする。）	自己負担額
人間ドック	指定年齢健診		１日ドック	30，35，37，39，41，43，45，47，49，51，53，55，57，59 歳の組合員	健診費用の 2.5 割 【参考】令和４年度 7,300 円～11,400 円
人間ドック	シニア普通ドック		１日ドック	50 歳以上で指定年齢健診対象者以外の組合員※２	
器官別検診	ドックセット型※３	脳検査	脳 MRI・MRA 検査	人間ドックを受診する 47 歳以上の組合員※２	検診費用の５割 【参考】令和４年度 8,200 円～16,200 円
器官別検診	ドックセット型※３	肺検査	肺 CT 検査	人間ドックを受診する 43 歳以上の組合員※２	検診費用の５割 【参考】令和４年度 2,200 円～11,000 円
器官別検診	ドックセット型※３	レディース検診	乳がん・子宮頸がん検診	人間ドックを受診する女性組合員	550 円
器官別検診	レディース検診（巡回検診型）		乳がん・子宮頸がん・骨密度検査	人間ドックを受診しない女性組合員	550 円
器官別検診	大腸がん検診		便潜血検査（検体郵送）	41 歳以上で人間ドックを受診しない組合員	550 円

※１　対象者は，任意継続組合員及び被扶養者を除きます。
　　また，人間ドックの対象者は，令和４年４月１日時点組合員資格を有するものに限ります。

※２　申込みが多数の場合，抽選により選定します。

※３　器官別検診のドックセット型(脳検査・肺検査・レディース検診)について

①　人間ドックの申込みに併せて脳検査・肺検査・レディース検診を申込んでください。なお，脳検査・肺検査はいずれか１種類のみ申込むことができます。

②　令和３年度の脳検査・肺検査決定者は，令和４年度に同じ検査を申込むことができません。

③　脳検査・肺検査の抽選の結果落選した場合でも，人間ドックは受診できます。

２　広島県教職員互助組合からの補助について

広島県教育職員互助組合に加入されている組合員に対して，広島県教育職員互助組合から，補助があります。自己負担額から補助額（2,000 円）を差し引いた額を健診機関の窓口でお支払いただきます。

３　人間ドックの申込方法

人間ドックの申込みは「年１回」です。受診を希望される方は，申込み忘れに注意してください。

４月上旬	・各所属所へ申込みの案内を配付し，申込受付を開始します。 ・申込方法や健診機関一覧（健診機関の名称・健診内容・自己負担額等）を御確認ください。
４月中旬	・対象組合員が各自でインターネットで直接申込みを行ってください。 ・希望する人間ドック及び器官別検診（脳検査・肺検査・レディース検診）を申込んでください。
４月下旬	**・人間ドック申込期間が終了します。** ・終了前にもう一度，申込み忘れがないか，申込内容を御確認ください。 ・申込期間を過ぎると，受付内容は変更ができません。御注意ください。 **・追加募集は行いません。必ず申込期間内に申し込んでください。**
５月	・５月中旬から下旬に各所属所を通して，決定通知をお届けします。決定内容を御確認ください。 **・シニア普通ドック・脳検査・肺検査**の申込みが多数となった場合は，**抽選で受診者を決定**します。抽選に外れた場合は，決定通知の**「不決定健診種別」欄**に記載されますので，御確認ください。
６月以降	・受診期間の**令和６年２月29日**までに必ず受診ください。 ・胃カメラを希望する組合員は，早めに決定健診機関へその旨を伝えることにより，日程調整がスムーズに行えます。

◎ 申込上の注意事項

- 育休・休職・病休・派遣・組合専従等であっても，対象者であれば申込みが可能です。
- 人間ドック受付システムを利用する際に必要なマニュアル等は，全て公立学校共済組合広島支部のホームページでダウンロードできます。受付開始時に掲載しますので，御確認ください。手順は次のとおりです。

公立学校共済組合広島支部ＨＰ → 組合員専用ページ＞ログイン → 支部から組合員の皆様へのお知らせ＞人間ドック募集に関する通知 → 申込に必要な書類をダウンロード（通知，健診機関一覧，受付システム操作マニュアル等）

- 申込完了時に表示される受付番号は，必ず保管してください。
- 共済組合に届出の住所が現住所等と異なる場合は，御案内や結果通知が届かないおそれがありますので，併せて住所変更の手続をお願いします。

がん検診は，早期にがんを発見する唯一の方法です。

公立学校共済組合広島支部では，組合員（任意継続組合員を除く。）を対象に実施している人間ドックや器官別検診で，厚生労働省が推奨している胃がん，大腸がん，肺がん，子宮頸がん，乳がんの検診を行っています。対象の方はぜひ受検してください。

プロスポーツ観戦，芸術・文化鑑賞招待

健康管理係
（082）513-4956

対象者	公立学校共済組合広島支部の組合員（任意継続組合員を除く。） ・**申込時及び招待日**に組合員資格のある方 ・**御家族１人**の同伴ができます。
招待内容	詳細が決定次第，４月中にお知らせいたします。
申込方法	広島県電子申請システムから申し込んでください。 支部ホームページの「**該当ページ**」から広島県電子申請システムの申込ページにアクセスできます。 ［**該当ページ**］広島支部→厚生サービスを利用する→宿泊，観戦・鑑賞招待など →プロスポーツ観戦/芸術文化等鑑賞招待 https://www.kouritu.or.jp/hiroshima/kousei/reflesh/kansen/index.html 注意事項 ・同一のカード番号で複数の申込みはできません。 ・郵送での申込も可能です。
招待日程	決定次第，支部ホームページの「**該当ページ**」に掲載する予定です。 （支部ホームページの「該当ページ」では随時最新の情報を掲載しています。）
招待者の決定方法	申込者多数の場合は，抽選により招待者を決定します。 （抽選もれの方にはお知らせしません。あらかじめ御了承ください。）
招待券の送付方法	組合員宛てで所属所に送付します。
その他	・最新の情報は，支部ホームページに随時掲載します。 ・荒天や新型コロナウイルス感染症の感染拡大等により，延期・中止となる場合があります。当選された方は，必ず主催者のホームページ等で開催状況を確認して御参加ください。 ・事業が年度内に延期となった場合，当選者に延期後の事業を招待します（日程の都合により再招待できない場合もあります。）。また，中止となり，代替試合・事業がない場合は，別の試合・事業への招待などはできません。 ・申込みの際にいただいた個人情報は，この事業の実施以外には使用しません。

令和４年度セミナー実施報告

健康管理係
（082）513-4956

今年度のセミナーもたくさんの組合員の方に参加いただきました。昨年に引き続きオンラインでの開催でしたが，どちらのセミナーも大変好評でした。今年度は当日参加できなかった方等のために録画配信も行いました。今後も，組合員の方の御意見を参考に，より良いセミナー実施に努めてまいります。

来年度も多くの方の参加をお待ちしております！

こころとからだのリフレッシュセミナー

- RIZAP セミナー～導入編～　　８月７日(日)
- RIZAP セミナー～フォローアップ編～　　12 月 10 日(土)

参加者の声

- ライザップと聞いて恐れ慄いていましたが，イメージと違ってやってみようと思えるものでした。
- 時々チャットの時間があることで，参加意識や仲間意識が加わることを実感しました。また，２回目（フォローアップ編）があることで，そこまで頑張ろうという気にもなりました。
- 暑い時期やコロナ禍であれば，オンラインによるセミナーの開催はとてもありがたいです。チャットを利用して質疑応答もできて，とてもよかったです。
- とてもポジティブな気持ちになりました。なりたい自分を目指して頑張っていこうと思います。
- 自分一人でやると無意識に「楽」に流れるので，刺激があって，かつ，効率的な運動を教えてもらえてよかったです。
- オンラインなので家族と受講でき，とてもリフレッシュできました！

ライフプランセミナー

株式会社エフピー研究所によるライフプランセミナー

- 生活準備型コース（20～40 歳代）　　８月 18 日(木)
- 退職準備型コース（50 歳代～）　　８月 17 日(水)

参加者の声

- とても分かりやすく説明していただき，特に資産運用については，興味はありつつもよく分からない部分もありましたので，参考になりました。また，保険についても，何が適正か分かっていなかったため，見直しの参考にしたいと思いました。
- 「将来，何をして楽しく過ごすか！」お金と時間の使い方を見直す必要があることがわかりました。
- ライブ配信で質問もでき，とてもよかったです。今まで保険会社のファイナンシャルプランナーさんの話は聞いたことがありましたが，フリーの方で商品をすすめられることもなかったのが特によかったです。話がわかりやすく，夫とも共有し，すぐ行動したいと思えました。
- 前回も参加しましたが，少し情報が変わっていたり，まだ実践できていないこともあったりと，また新たな気持ちでライフプランについて考えることができました。